

質問第三十二号

はり、きう、研究所設置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月十五日

小林勝馬

参議院議長 松平恒雄 殿

昭和廿三年参月拾六日

はり、きう、研究所設置に関する質問主意書

はり、きう、あん摩業が古來より國民の健康保持法として愛好信賴せられ來りしは現実の問題にして、只科学的理論の究明薄きが故に之を排斥するは當を得ざるが故に新法律により業者の資格向上を企図せられたいと思考するもなお一步を進めて科学的究明を行う目的のもとに官立の研究所の如きものを設置し斯界の向上を企図するとともに併せてその指導的人物の養成を計る意志ありや。

右政府の書面答弁を望む。